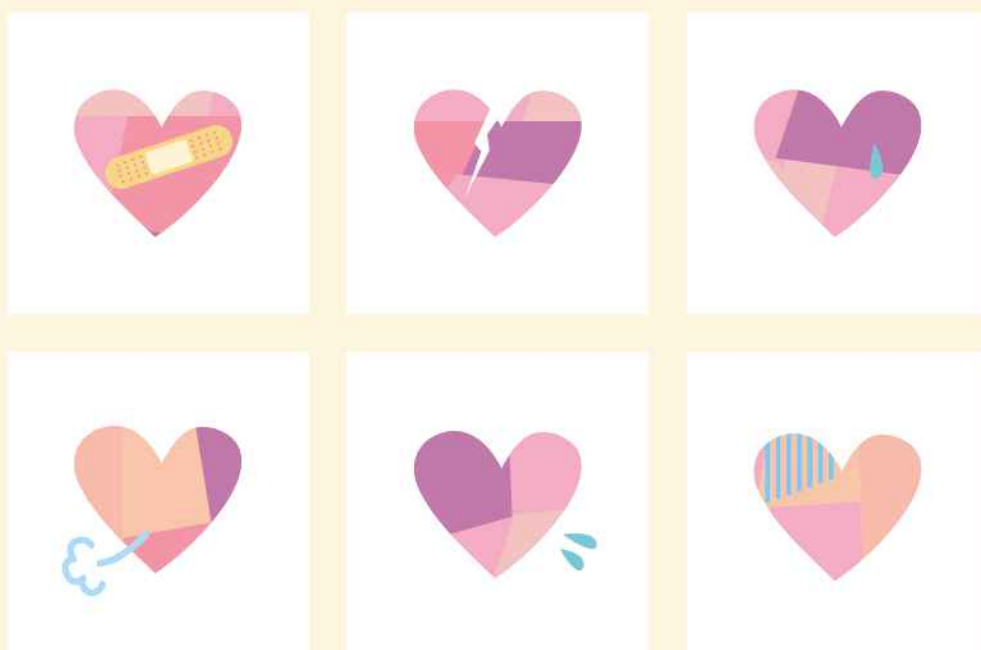


配偶者等からの暴力防止 及び 被害者支援基本計画 (第5次) 概要版



1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部からその発見が困難な家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（性別は問わない。以下同じ。）に罪の意識が薄いという傾向が見られます。このため、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、被害者の救済が困難な状況にあります。

また、DVと児童虐待が併存する事案への対応が急務となっていることから、令和2年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）が改正され、更なるDV対応と児童虐待対応の連携強化が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間が増加したことなどによりDVの問題が浮き彫りとなっています。

本計画は、DVを取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、より一層のDV対策を推進するため、新たな計画（第5次）として策定するものです。

2 計画の位置付け

- 配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して策定する埼玉県の基本的な計画です。
- 「埼玉県男女共同参画基本計画」の基本目標「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画として位置付けます。
- 県が市町村など関係機関や民間の支援団体と相互に連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間

4 計画の目標

配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

- 基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進【予防啓発】
- 基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実【相談・保護】
- 基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実【自立支援】
- 基本目標Ⅳ 子供の安全確保と健やかな成長への支援
- 基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進

5

計画を推進するための基本的な視点

- 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- 被害者及びその関係者に対する安全の確保への配慮
- 県、市町村、関係機関、民間団体による被害者支援ネットワークの構築

6

計画の対象

- 配偶者等からの暴力
 - ・ 配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）からの暴力
 - ・ 生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）
- ※ DVと関連の深い課題である「ストーカー行為など特定の相手からの暴力」、「性暴力」に関する施策についても本計画の実施策の一部に盛り込んでいます。

- **身体的暴力**
殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。
- **精神的暴力**
心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。
- **性的暴力**
嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないと
いったもの。
- **経済的暴力**
金銭的な自由を奪い、経済的に弱い立場に立たせるといったもの。
- **子供を利用した暴力**
子供を利用して精神的苦痛を与えるといったもの。

7

計画の推進体制

- 庁内の関係課所で構成する「DV対策推進庁内会議」において、本計画の推進、連絡調整、進行管理及び各施策の検証を行います。
- 庁内外の関係機関で構成する「埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議」において、本計画の推進状況等に係る意見聴取を行います。また、被害者支援に当たり、関係機関の連携体制の構築を図ります。
- 県が設置する苦情処理機関「埼玉県男女共同参画苦情処理機関」において、DVに関する県の施策や人権侵害事案について、県民からの苦情申出を適切かつ迅速に処理します。
- 関係法令の改正及び国の動向、他都道府県の取組事例などについて情報収集・調査分析を行うとともに、これらの推進体制により実効性のある施策にするよう取り組んでいきます。

基本目標 I 暴力を許さない社会づくりの推進

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く社会に徹底するとともに、暴力を許さないという意識啓発を継続的に行っていきます。

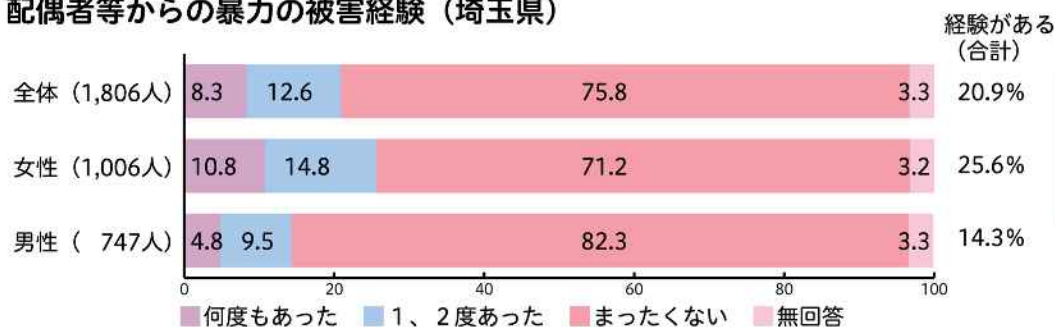
また、若年者がお互いに相手を尊重する関係を築き、DVを未然に防ぐための取組を行います。

- 1 県民への意識啓発と地域における理解の促進
- 2 暴力防止に向けた学校教育等の推進
【重点1 生命（いのち）の安全教育の推進】
- 3 若年者に対する予防啓発の推進
【重点2 デートDV防止啓発の推進】
- 4 子供に及ぼす影響に関する理解の促進
- 5 加害者に向けた取組の推進
【重点3 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置】
【重点4 加害者とならない予防啓発の推進】

デートDVとは

交際相手から行われる暴力行為。身体的な暴力のほか、大声でどなる、他の人とのメールをチェックすることなどの精神的な暴力、いつもおごられるなどの金銭的な暴力、無理やり性的行為をしようとするなどの性的な暴力も含まれる。

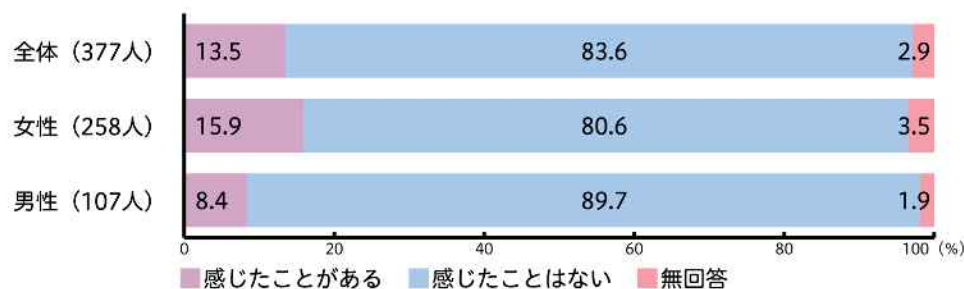
配偶者等からの暴力の被害経験（埼玉県）



何らかの暴力の被害経験がある人 5人に1人 (女性4人に1人(25.6%))

(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

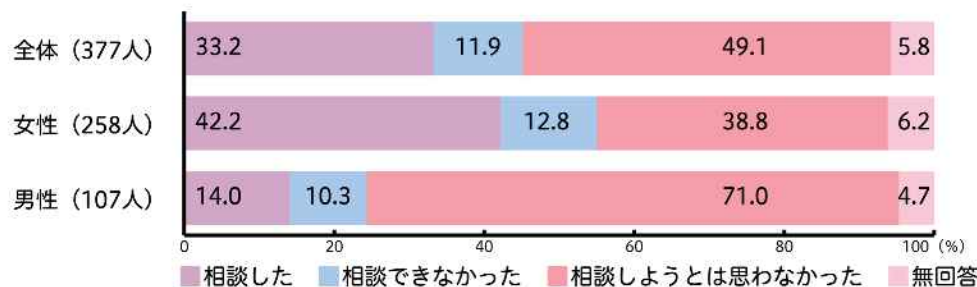
配偶者等からの暴力により命の危険を感じたこと（埼玉県）



被害経験のある女性のうち 6人に1人(15.9%)が、命の危険を感じたことがある

(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

配偶者等からの暴力に関する相談（埼玉県）



被害経験のある人のうち、相談した人は約3割にすぎなかった

(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

基本目標Ⅱ

被害者の安全確保と支援体制の充実

被害者の生命身体の安全を確保するとともに、被害者の意思を尊重した支援を行うため、関係機関と連携し、相談・保護体制の整備・充実を図っていきます。

- 1 早期発見のための取組強化
- 2 警察における被害防止活動の推進
- 3 相談体制の充実
【重点5 市町村における相談機能等強化への支援】
【重点6 若年者向けの相談体制等の充実】
- 4 保護体制の充実
【重点7 一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実】
- 5 外国人、障害者、高齢者への支援
- 6 関係機関の支援ネットワークの充実
- 7 被害者に関する個人情報の保護
- 8 職務関係者の配慮と資質の向上

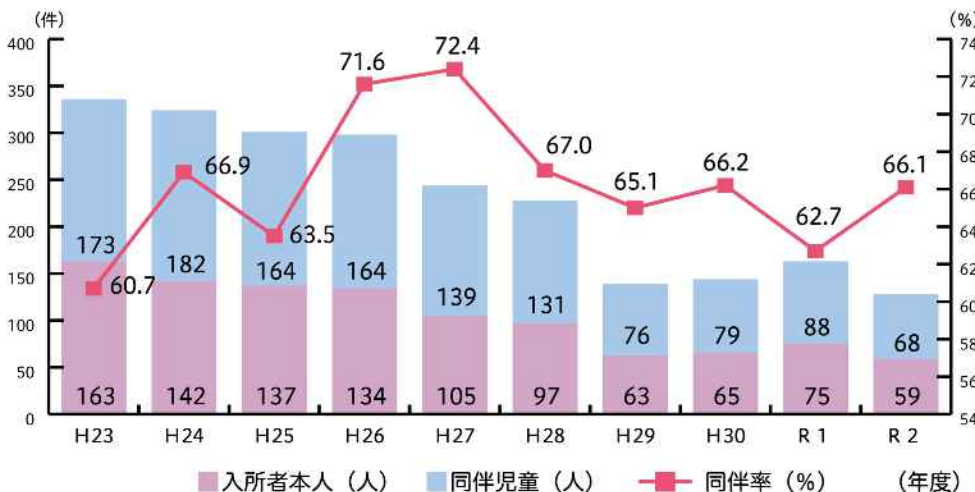
D V相談受付件数の推移（埼玉県）



県全体で相談件数は増加傾向にある。

埼玉県男女共同参画課調べ

D V被害者等の一時保護件数（埼玉県）



一時保護件数は減少傾向
同伴児童数が被害者本人の数を上回っている

埼玉県婦人相談センター調べ

基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実

被害者が新たな場所で自立するために必要な住宅の確保、経済的基盤の確立、心の回復（ケア）、子供の養育などについての支援を継続的に行います。

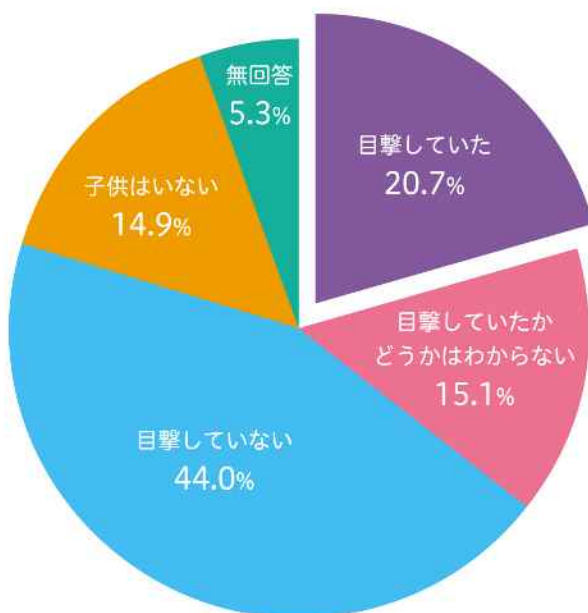
- 1 住宅の確保に関する支援
- 2 心の回復に関する支援
【重点8 DV被害者とその子供に対する心のケアの実施】
- 3 就業に関する支援
【重点9 一時保護施設における就業支援】
- 4 経済的な支援
- 5 法的手続に関する支援
- 6 地域における支援
【重点10 安定的な自立に向けての継続的支援】
【重点11 民間団体による継続的自立支援】

基本目標Ⅳ 子供の安全確保と健やかな成長への支援

子供の虐待や背景にあるDVを早期に発見し、被害者と子供の安全確保を図るとともに、傷ついている子供の心のケアを行い、健やかな成長を支援します。

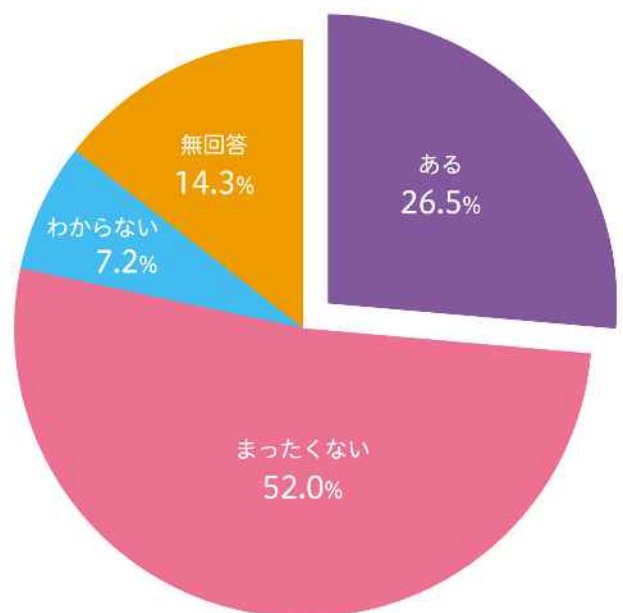
- 1 早期発見と安全確保
【重点12 DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化】
- 2 心身の健やかな発達への支援
- 3 保育・就学・学習支援
【重点13 一時保護施設における保育・学習支援の充実】

DVを目撃した子供（埼玉県）



（出典）埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

DV加害者の子供への加害行為（埼玉県）



（出典）埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

DV被害者支援の流れ

相談したい・加害者がいないところへ逃れたい

配偶者暴力相談支援センター

市町村配偶者暴力相談支援センター

埼玉県婦人相談センター

埼玉県男女共同参画推進センター
(With You さいたま)

- ・相談受付・自立支援
- ・DV関係証明書の発行
- ・保護命令制度の情報提供

市町村DV相談窓口

県・市福祉事務所

- ・相談受付
- ・自立支援

警察

相談の受理、措置

- ・暴力の制止・被害者の保護
- ・暴力による被害の発生を防ぐための措置
- ・被害者の意思を踏まえた検挙
- ・相手方への指導、警告

加害者を
引き離してほしい

地方裁判所

・保護命令申立ての受付

保護命令の発令

(身体に対する暴力又は生命・身体に対する脅迫に限る)

- 被害者、子、親族等への接近禁止命令(6か月)
- 退去命令(2か月)等

加害者

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

一時保護 (民間シェルター等に委託もあり)

民間団体

・相談受付・自立支援

相談窓口

※いずれも相談は無料・秘密厳守

■埼玉県配偶者暴力相談支援センター

・埼玉県婦人相談センター

TEL 048(863)6060

月～土曜日 9:30～20:30

日曜日・祝日 9:30～17:00

※12/29～1/3は除く

・埼玉県男女共同参画推進センター

(With You さいたま)

TEL 048(600)3800

月～土曜日 10:00～20:30

※12/29～1/3、祝日・第3木曜日を除く

■埼玉県福祉事務所

月～金曜日 9:00～16:00

※祝日、12/29～1/3は除く

・東部中央福祉事務所

TEL 048(737)2359

・西部福祉事務所

TEL 049(283)6780

・北部福祉事務所

TEL 0495(22)0140

・秩父福祉事務所

TEL 0494(22)6228

■各市町村

DV相談窓口

■最寄りの警察署

緊急の場合は
迷わず110番

詳しくは埼玉県人権・男女共同参画課ホームページ
DV防止基本計画(第5次)を御覧ください。



令和4年4月

発行 埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048(830)2925 Fax 048(830)4775

E-mail a2250@pref.saitama.lg.jp <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0309/>

